

この保険商品は下記の保障を希望されるお客さまにおすすめの商品です。

主な保障内容 ▶ 死亡時の保障 ▶ 介護・特定障害・就労不能の保障

重要事項
説明

必ずお読みください

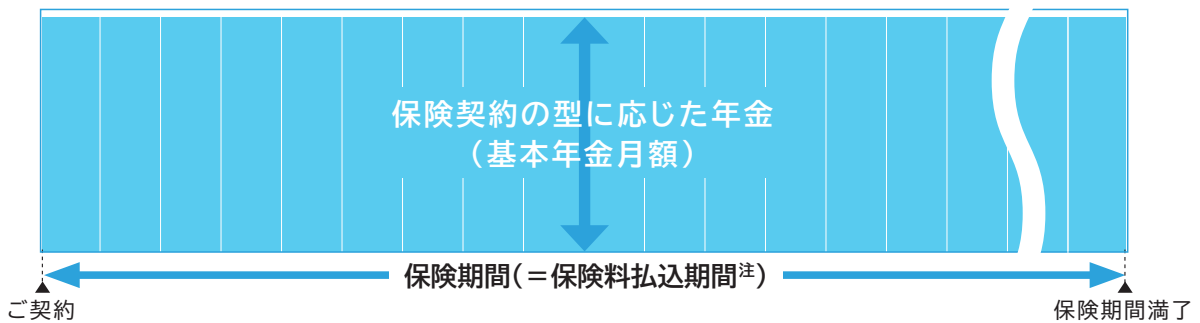
新収入保障保険 (払込期間中無解約返戻金型) 無配当

- この **契約概要** は、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。ご契約前に **注意喚起情報** とあわせて必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。
- お支払事由や給付に際してのご留意点は、概要や代表事例を示しています。
お支払事由や給付に際してのご留意点等の詳細、主な保険用語の説明等については **「ご契約のしおり・約款」** に記載しておりますので必ずご確認ください。

1 特 徴

保険契約の型に応じて、死亡されたとき、または約款所定の高度障害状態・特定障害状態・生活介護状態・特定就労不能障害状態等になられたとき、保険期間満了まで年金を毎月お支払いします。

2 商品 (主契約) のしくみ



注 保険料払込期間については、保険料をお支払いいただく期間が保険期間よりも短い（短期払）タイプもお取り扱いします。

■ 保険契約の型は次のとおりです。

保険契約の型	給付の種類
I 型	収入保障年金、高度障害年金
II 型	収入保障年金、高度障害年金、生活障害年金、生活介護年金
III 型	収入保障年金、高度障害年金、生活障害年金、生活介護年金、特定就労不能障害年金

※具体的なご契約の内容（基本年金月額、保険料、保険期間、保険料払込期間、保険料払込方法等）は、「**申込書**」や「**保険設計書**」等でご確認ください。

③ 主契約の保障内容： お支払いできる場合と給付に際してのご留意点

保険契約の型	年金	お支払いできる場合（お支払事由）	お支払額
Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ 型	収入保障年金	死亡されたとき	基本年金月額 お支払事由に該当された日を第1回年金支払日として基本年金月額をお支払いします。 以後保険期間満了時までお支払事由に該当された日の月単位の応当日に基本年金月額をお支払いします。
	高度障害年金	病気やケガで、約款所定の高度障害状態になられたとき	
Ⅱ、Ⅲ 型	生活障害年金	病気やケガで、次のいずれかに該当されたとき ● 国民年金法にもとづき、障害等級1級の状態に該当していると認定されたとき ● 約款所定の特定障害状態になられたとき	
	生活介護年金	病気やケガで、次のいずれかに該当されたとき ● 公的介護保険制度に定める要介護2以上の状態に該当していると認定されたとき ● 満65歳未満の被保険者について約款所定の生活介護状態が180日以上継続していることが医師によって診断確定されたとき	
Ⅲ 型	特定就労不能障害年金	約款所定の病気で、次のいずれかに該当されたとき ● 国民年金法にもとづき、障害等級2級の状態に該当していると認定されたとき ● 約款所定の特定就労不能障害状態になられたとき	


- 収入保障年金・高度障害年金・生活障害年金・生活介護年金・特定就労不能障害年金を保険期間満了（最低支払保証期間を含む）までお支払いした場合、保険契約は**消滅します**。
- 収入保障年金・高度障害年金・生活障害年金・生活介護年金・特定就労不能障害年金は、重複して**お支払いできません**。
- 年金のお支払事由が発生したときは、以後の保険料のお払込みは不要です。
- 年金のお支払事由に該当したときから保険期間満了日までの期間が最低支払保証期間に満たない場合でも、最低支払保証期間のお支払いを保証します。最低支払保証期間は、5年（60回）・2年（24回）・1年（12回）があります。

特定就労不能障害年金

- 特定就労不能障害年金の対象となる病気は、約款別表に記載された次の病気です。

悪性新生物（ガン）注、心疾患、脳血管疾患、糖尿病、高血圧性疾患、腎尿路系の疾患、消化器系の疾患、血液および造血器の疾患ならびに免疫機構の障害、呼吸器系の疾患

注 上皮内ガン、皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚ガンを除きます。

詳細は  「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

- 国民年金法施行令第4条の6別表に定める障害等級2級の状態のうち、次のいずれかに該当していると認定された場合、特定就労不能障害年金は**お支払いできません**。

・障害等級2級の第16号（精神の障害であって、第1号から第15号までと同程度以上と認められる程度のもの）
・障害等級2級の第17号（身体の機能の障害もしくは病状または精神の障害が重複する場合であって、その状態が第1号から第16号までと同程度以上と認められる程度のもの）

詳細は  「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

保険料の払込免除について

- 次の場合、以後の保険料のお払込みは不要になります。
 - 不慮の事故によるケガで、その事故の日からその日を含めて180日以内に約款所定の身体障害の状態になられたとき
- 保険料の払込免除事由が発生しても、次の場合には保険料のお払込みを免除することはできません。
 - ご契約者または被保険者の故意または重大な過失によるとき
 - 被保険者の犯罪行為によるとき 等

4 特約の保障内容： お支払いできる場合と給付に際してのご留意点

主契約に付加できる特約を記載しています。ご契約年齢およびご契約の内容によっては付加できない場合もあります。

新保険料払込免除特約

■ 次の場合、以後の保険料のお払込みは不要になります。

払込免除事由	
悪性新生物 (ガン)	責任開始期前を含めて初めて悪性新生物（ガン）に罹患したと医師によって診断確定されたとき ただし、次の場合を除きます。 <ul style="list-style-type: none">● 上皮内ガン（子宮頸ガン0期・食道上皮内ガン・非浸潤ガン・大腸の粘膜内ガン等）● 皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚ガン● 責任開始日からその日を含めて90日以内に診断確定された乳ガン
心疾患	心疾患または脳血管疾患で入院されたとき
脳血管疾患	

リビング・ニーズ特約

保険金	お支払いできる場合（お支払事由）	お支払額
リビング・ニーズ保険金	余命6か月以内と判断されるとき	特約基準保険金額（ご請求額）から6か月分の利息および保険料相当額を差し引いた金額

■ リビング・ニーズ保険金のお支払いは1契約について1回を限度とします。

■ 特約基準保険金額は、被保険者お一人につき他のご契約と通算して3,000万円を限度とします。なお、この特約基準保険金額の通算限度額は、将来変更することがあります。

■ ご契約者が法人の場合、リビング・ニーズ特約は付加できません。

区分料率適用特約

■ 「区分料率適用特約」の販売名称は「健康優良割引」です。

■ 被保険者の健康状態、喫煙歴等の状況、自動車等の運転履歴が三井住友海上あいおい生命所定の基準を満たす場合、申込時にご契約者からお申し出いただくことにより「区分料率適用特約」を主契約に付加することで、保険料はこの特約を付加しない場合に比べて安くなります。

※健康優良割引を適用する場合、三井住友海上あいおい生命の定める契約引受基準において、健康状態および身体状態が良好と認められる必要があります。

※健康優良割引は、基本年金額等によっては適用できない場合もあります。

5 解約返戻金について

- 保険料払込期間中に解約した場合には**解約返戻金はありません**。

ただし、保険料払込期間が保険期間より短い場合、保険料払込期間満了後に解約返戻金が発生する場合があります。（すべての保険料が払い込まれていないときは、解約返戻金がありません。）解約返戻金があるときは、保険料払込期間満了後、解約返戻金は期間の経過とともに減少し、**保険期間満了時には0（ゼロ）となります**。

- 新保険料払込免除特約には保険期間を通じて**解約返戻金はありません**。

6 配当金について

主契約・特約とも**契約者配当金はありません**。

7 主契約のお支払いできる場合（お支払事由）の変更について

法令等の改正による国民年金法・介護保険法等の改正があった場合で特に必要と認めるときは、主務官庁の認可を得て年金のお支払事由を国民年金法・介護保険法等の改正に適した内容に変更することがあります。この場合、お支払事由を変更する2か月前までにご契約者にご連絡します。

8 お問い合わせ先

- 生命保険のお手続きやご契約に関するご相談・ご意見等は、三井住友海上あいおい生命 お客さまサービスセンターへご連絡ください。

お問い合わせ先

三井住友海上あいおい生命 お客さまサービスセンター

TEL **0120-324-386**（無料）

受付時間 月～金 9:00～18:00 / 土 9:00～17:00（日・祝日・年末年始を除きます）

- 三井住友海上あいおい生命の商品に係る指定紛争解決機関は一般社団法人 生命保険協会です。
詳細は **注意喚起情報** の「お問い合わせ先」をご覧ください。

「保険種類のご案内」「各種特約のご案内」について

保険種類・特約をお選びいただく際には「保険種類のご案内」「各種特約のご案内」をご覧ください。この保険は「保険種類のご案内」に記載されている定期保険（&LIFE 新収入保障、&LIFE 新総合収入保障）です。「保険種類のご案内」「各種特約のご案内」は、当社の社員・取扱代理店または課支社にご請求ください。

生命保険募集人について

当社の生命保険募集人は、お客さまと当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。なお、お客さまが当社の生命保険募集人の登録状況・権限等に関しまして確認をご要望の場合は、当社お客さまサービスセンターまでご連絡ください。

生命保険契約のご検討に際しては、必ず「注意喚起情報」「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

三井住友海上あいおい生命保険株式会社

● ご相談・お申込先

MS&AD INSURANCE GROUP

〒104-8258 東京都中央区新川2-27-2

お客さまサービスセンター TEL:0120-324-386(無料)
受付時間 月～金 9:00～18:00 土 9:00～17:00(日・祝日・年末年始を除きます)
<http://www.msa-life.co.jp>

86847 PDF 2016.09.01 (新一) 登2016-A-291(2017.4.2)